

報告第7号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成16年9月21日

提出者 足立区長 鈴木恒年

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成16年3月25日	65,552円		平成16年3月12日、足立区青井三丁目8番先の交差点において、清掃車が反対車線を直進する車列の間を割って右折しようとしたところ、進行方向に渋滞で停止していた相手方車両の後部に接触し、損害を与えた。
平成16年4月16日	367,500円		平成16年4月1日、足立区西新井栄町二丁目5番12号先道路において、清掃車がごみ集積所に隣接する相手方の店舗用看板に接触し、損害を与えた。
平成16年5月6日	89,250円		平成16年4月19日、足立

区綾瀬二丁目41番2号都営
住宅綾瀬二丁目団地2号棟
のごみ集積所に備付けの
ごみコンテナを用いて清
掃車へのごみ積込み作業
をしていたところ、相手方
所有の同コンテナを清掃
車のごみ回転板にはさ
み、損害を与えた。